

寮務員の勤務条件

| 区 分 | 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 職 種 | 寮務員 |
| 資 格 要 件 | なし |
| 任 用 期 間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 再 度 の 任 用 | 勤務成績に基づき、再度の任用を行う場合があります。 |
| 勤 務 場 所 | 田川警察署独身寮(田川市内) |
| 勤 務 内 容 | 寮の賄い、清掃その他環境整備、電話の取次ぎその他必要な連絡 |
| 勤 務 日 | 月20日以内 (※)国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休み |
| 勤務時間及び休憩時間 | 午前11時から午後5時45分(休憩時間60分) |
| 時間外勤務・休日勤務 | なし |
| 休 暇 | ・任用期間に応じて年次休暇を付与します。 ・特定の事由に該当する場合は、特別休暇を取得できます。 |
| 給 料 (報 酬) の 額 | 日額約8,430円を支給します。 |
| 諸 手 当 | 条例及び規則の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当を支給します。 |
| 報 酬 等 の 支 給 方 法 | ・報酬の支給日は、原則として勤務した翌日の21日です。 ・報酬の計算期間は、月の1日から末日までです。 |
| 服 務 | サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。 |
| 分 限 ・ 懲 戒 | 地方公務員法及び条例の定めるところにより、分限処分及び懲戒処分の対象となります。 |
| 社 会 保 険 | 厚生年金保険法、雇用保険法が適用されます。 |
| 共 済 組 合 | 警察共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業が適用されます。 |
| 公 務 災 害 補 償 | 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されます。 |
| お 問 合 せ 先 ・ 申 込 書 の 提 出 先 | 〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7 福岡県警察本部総務部施設課管財係 電話番号 092-641-4141(内線2267・2268) |

※ 勤務条件については令和6年12月23日から県警ホームページに掲載していましたが、「福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の公布を受け、同年12月25日に「給料(報酬)の額」について修正(増額)を行っています